

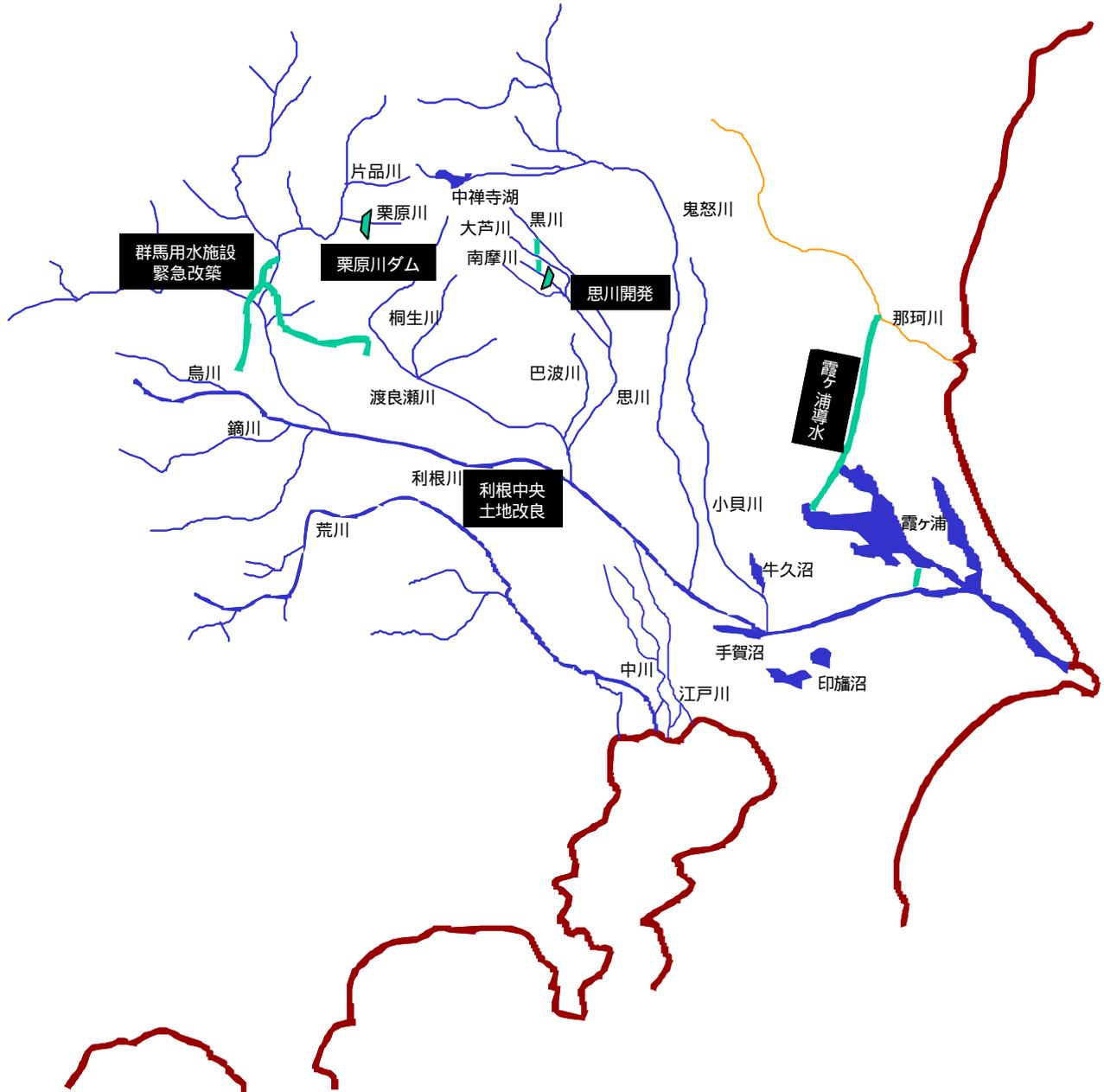
利根川水系及び荒川水系における

水資源開発基本計画

参考資料

一部変更(案) 事業の概要

利根川・荒川水系 水資源開発事業位置図



一部変更(案)対象事業の概要

水系	事業名	一部変更	理由
利根川	思川開発事業	河川名 大谷川及び思川 南摩川、黒川及び大芦川 南摩ダム新規利水容量 約62,500千立方メートル 約18,100千立方メートル 南摩ダム有効貯水容量 約100,000千立方メートル 約50,000千立方メートル 行川ダムの削除 予定工期 平成20年度まで 平成22年度まで	大谷川分水の中止に伴う事業規模の縮小に関する記載内容の変更を行う
	霞ヶ浦導水事業	最大導水量 毎秒約35立方メートル 毎秒約25立方メートル	事業規模の縮小に関する記載内容の変更を行う
	利根中央土地改良事業	予定工期 平成13年度まで 平成15年度まで	地元関係者との調整に期間を要したため予定工期を延長する。
	栗原川ダム建設事業	削除	特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、事業再評価の結果に基づき中止とする。
	群馬用水施設緊急改築事業	新規掲上	施設の老朽化の進展による事故発生の危険性の増大と、地域の都市化・混在化の進行による事故による影響の増大を受け、施設の機能回復や防災対策の強化を早急に行う必要があるため新規掲上を行う

群馬用水施設緊急改築事業の概要

1. 事業の経緯

昭和38年度から44年度にかけて、利根川上流の赤城・榛名山麓に水資源開発公団により建設された群馬用水施設については、7,449haの農地への用水補給を行うとともに、管理移行後の昭和57年には水利再編により上水の給水が開始され、現在では18市町村約90万人への上水の供給を行っており、将来に渡り農業生産や市民生活に不可欠な施設となっている。

2. 改築事業の緊急性

近年、施設の老朽化等が進んだことに加え、地域の都市化・混住化が進行したため施設の機能回復や防災対策の強化を早急に行うことが必要となっている。さらに、24時間通年通水を行いながらの管理・補修での対応に苦慮している状況である。

上記の状況を踏まえて、群馬県では関係市町村の住民意識調査を実施し、住民意向をも反映した方針を取りまとめ、老朽化や機能の低下している施設が損壊した場合に、周辺の人家・施設又は人的被害の可能性がある施設、応急復旧が困難な施設、について緊急的に改築・補強等を行うことを強く要望しているところであり、関係各者から一刻も早い措置が望まれているところである。

3. 事業計画の概要

- 1) 受益面積 7,449ha
- 2) 取水量 農業用水 群馬用土地改良区 最大14.20 m³/s
水道用水 群馬県 最大4.909 m³/s
高崎市 最大0.175 m³/s

3) 主要工事計画

区分	改築施設	事業費
施設更新	電気・施設設備の更新 (ポンプ関係施設6ヶ所、通信設備1式)	58億円
施設補強	橋脚・建物の耐震補強、管の内面補強・継ぎ手離脱防止 (水路橋16ヶ所、水管橋7ヶ所、取水工1ヶ所、管理棟建物1ヶ所、揚水機場建物6ヶ所、PC管サレソ・暗渠6.3km)	150億円
劣化対策	比割れ対策、刃ミ対策、調整池・支線水路の改築 (水路橋4ヶ所、開水路0.1km、調整池1ヶ所、支線水路16km)	24億円
機能回復	土砂撤去対策のための水路改築 (開水路0.5km)	12億円
計		244億円

4) 予定工期

平成14～20年度(7ヶ年)

水資源開発促進法

昭和三十六年十一月十三日
法律第二百十七号

(抄)

(水資源開発基本計画)

第四条 国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 国土交通大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分の考慮が払われていなければならない。

4 国土交通大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

5 前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

6 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し必要があるときは、国土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

第五条 基本計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標
- 二 前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
- 三 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項